

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則の概要について

千葉県健康福祉部衛生指導課

1 概要

令和 7 年 1 月 16 日付けで公布された製菓衛生師法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年厚生労働省令第 2 号）が令和 7 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、製菓衛生師法施行細則（昭和 42 年規則第 42 号。以下「細則」という。）について必要な改正を行うものである。

2 改正内容

細則別記第一号様式（製菓衛生師免許申請書）の記載事項として、新たに「麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒者であるか否かの別」を追加するとともに、同様式内の文言の整理を行う。

3 施行日

令和 7 年 4 月 1 日